

第8章 共通的・基盤的施策

第1節 調査研究

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-60 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容	
保健環境研究所	光化学オキシダント及びPM _{2.5} 汚染の地域的・気象的要因の解明（国立環境研究所Ⅱ型共同研究）	光化学オキシダント等の濃度の経年変化、高濃度発生状況について比較検討を行う。また、前駆物質の影響を確認するため気象データの解析を行う。	
	ラドン関連核種の測定データの解析	京都市内及び舞鶴市内に設置したラドン測定装置の測定データについて、統計値等の解析を行う。	
	LC/MS/MS による分析を通じた生活由来物質のリスク解明に関する研究	医薬品を始めとする生活由来物質について、府内河川で試料採取を行い、分析担当機関が分析を実施し、その結果を収集することにより、実態把握を行う。	
	ゴルフ場使用農薬分析手法の開発	監視対象ゴルフ場で使用された農薬のうち、分析方法が示されていない農薬及び当所で測定実績のない農薬について、分析方法を検討する。	
中小企業技術センター	食品残渣からのセルロースマテリアルの活用に関する検証	平成30年度の残渣（おから）のみでの検証結果を受けて、各種食品残渣の混合物（調理くず）から、セルロースをそれぞれ回収し、セルロースナノファイバー（CNF）の作製等、セルロースの利活用方法について検証する。	
	新規黒色ニッケルめっきの実用化の検討	黒色系めっきは装飾および工業用途からニーズが高いが、代表的な黒色クロムめっきは6価クロムを含有し、環境面の懸念により代替技術が望まれている。通常のニッケルめっき浴成分に硝酸カリウムを添加した単純な浴組成による黒色ニッケルめっきが報告されているが、この浴によるめっきの色調や耐食性、硬度など実用的なめっき特性について明らかにし、実用化について検討する。	
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を有効利用するため、シルクフィルムに関する研究を実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。	
農林水産技術センター	農林センター	農薬残留調査	京かんざし等の京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
		全国農地土壌炭素調査	パリ協定及び我が国の地球温暖化対策計画に基づき、農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
		果樹栽培における高温・強日射による果実障害調査	ぶどう栽培における温暖化等と収量・品質との関係を明らかにするために夏季の高温・強日射の影響評価と対策技術確立を目的とした栽培実験を実施している。
	海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	水温、潮流等を漁場で観測し、急潮予測精度の向上を図るとともに、海洋調査船で定期的に海洋観測を行い、温暖化等による本府沿岸海域の環境変化を把握する。

第2節 土地利用対策・個別地域環境保全対策

1 「京都府土地利用基本計画」

「京都府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）は、「京都府国土利用計画」を基本とし、土地利用に関する基本的な方向づけを行うもので、土地取引の規制、土地利用の

規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と、土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、基本計画は、昭和50年4月に初めて策定され、計画図は、毎年必要に応じて変更が行われており、また、計画書は、基本計画の基となる「京都府国土利用計画（第5次計画）」が平成29年1月に策定されたことから、平成30年1月に改定されています。

第3節 規制的措置

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

令和元年中は、家屋解体業者等による産業廃棄物の不法投棄事犯等、廃棄物に係る事犯197件（前年対比-18件）、225人（前年対比-21人）を検挙したほか、森林法違反2件（前年対比+1件）、0人（前年対比-2件）を検挙しています。

表3-61 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	186	227	178	205	158	184	215	246	197	225
その他の環境事犯	3	1	2	2	4	2	1	2	2	0
合計	189	228	180	207	162	186	216	248	199	225

注) 暦年(1~12月)による

第4節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、平成2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。